

転 出 さ れ る 方 へ

- ・北斗市にお住まいの間は、本市発展のためご協力をいただきありがとうございました。
- ・新しい住所地に転入されましたら、その日から「14日以内」に転入届をおこなってください。正当な理由がなくて届出をしない場合は、五万円以下の過料に処せられます（住基法第51条）
- ・転入手続きには、原則「転出証明書」が必要になります。
 - ※1）マイナンバーカード（個人番号カード）、住民基本台帳カードをお持ちの方は、カード利用した転出の届出を行うことができます。その際転出証明書は交付されず、カードを持って転入届をしていただくことになります。
 - ※2）マイナンバーカードをお持ちの方がスマートフォン等で転出届を行う方は転出証明書の交付はございません。
- ・次に該当する方は、それぞれ手続きも必要になります。

該 当 者	北 斗 市 で の 手 続 き	新 住 所 地 で の 手 続 き
印鑑登録者	市民課又は分庁舎・支所へ印鑑登録証をお返しく下さい。 転出（予定）日をもって登録抹消となります。	必要な場合は新たに登録申請をしてください。
国民健康保険加入者	市民課又は分庁舎・支所へ保険証をお返しく下さい。 転出（予定）日をもって資格がなくなります。	改めて加入手続きをしてください。
後期高齢者医療受給者	国保医療課又は分庁舎・支所へ受給者証をお返しく下さい。	転入届を済まされた後に新しい受給者証が交付されます。 道外に転出される方は、負担区分証明書を持参してください。
各医療助成受給者	市民課又は分庁舎・支所へ受給者証をお返しく下さい。	課税（非課税）証明書・印鑑・保険証を持参して、手続きをしてください。
身障手帳等の住所変更	特に手続きは必要ありません。	住所変更の手続きしてください。
国民年金加入者	特に手続きは必要ありません。	年金手帳（受給者は年金証書）を持参してください。
公立小中学校の児童生徒	いままでの学校で在学証明書、教科書給与証明書の交付を受けてください。	在学証明書、教科書給与証明書を教育委員会に提出してください。
児童手当受給者	子育て支援課又は分庁舎・支所で児童手当支給消滅届を行ってください。 扶養者が単身赴任等で転出する場合は、転出（予定）日以後の住民票謄本、所得証明書を請求してください。	印鑑、保険証、預金通帳、所得証明書を持参して、認定請求の手続きをしてください。また、扶養者が単身赴任等で転出した場合は、転出（予定）日以後の住民票謄本を持参ください。
介護保険被保険者	保健福祉課又は分庁舎・支所へ被保険者証をお返しく下さい。	改めて加入手続きをしてください。また、すでに要介護・要支援の認定を受けている方（または認定申請中の方）は、受給資格証明書を持参して介護保険担当窓口で手続きをしてください。
マイナンバーカード所持者	特に手続きは必要ありません。	マイナンバーカードを持参し住所変更手続きをしてください。 ※手続きにはマイナンバーカードの暗証番号が必要になります。

☆ 都合により転出しなくなった場合は、転出取消しの手続きをしてください。なお、転出証明書の交付を受けた方は必ず持参してください。

本 庁 舎	〒049-0192 北海道北斗市中央1丁目3番10号	☎(0138)73-3111
総合分庁舎	〒041-1201 北海道北斗市本町1丁目1番1号	☎(0138)77-8811
七重浜支所	〒049-0111 北海道北斗市七重浜2丁目3番25号	☎(0138)49-2356
茂辺地支所	〒049-0281 北海道北斗市茂辺地2丁目5番56号	☎(0138)75-2001

北海道北斗市